

## 北海道立図書館資料選択委員会規程

昭和 55 年	3 月 22 日	館長決定
平成 13 年	4 月 5 日	改正
平成 14 年	4 月 1 日	改正
平成 16 年	4 月 1 日	改正
平成 18 年	4 月 1 日	改正
平成 21 年	2 月 26 日	改正
平成 23 年	5 月 31 日	改正
平成 27 年	6 月 3 日	改正
平成 29 年	1 月 6 日	改正
令和元年 (2019年)	6 月 1 日	改正

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）の 9 の (2) の規定に基づき北海道立図書館資料選択委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

### (委員)

第 2 条 委員会の委員は、副館長、総務企画部長、利用サービス部長、一般資料室長、北方資料室長、課長とする。

2 委員長は副館長、副委員長には総務企画部長を充てる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在となるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 委員会は委員長が召集し、主宰する。

### (協議事項)

第 4 条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 各年度の資料収集計画に関する事

(2) その他資料の収集に関する重要な事項

### (小委員会)

第 5 条 委員会に次の小委員会を置く。

(1) 一般資料選択小委員会

(2) 北方資料選択小委員会

(3) 支援活動用資料選択小委員会

2 小委員会の委員は、別表 1 に掲げる職員とする。

3 小委員会は委員長が召集し、主宰する。

4 委員長が不在となるときは、別表 2 に掲げる委員がその職務を代理する。

5 小委員会は、北海道立図書館収集方針及び各資料選定基準により資料の選択を行う。

6 小委員会は、北海道立図書館資料整理基準除籍細則による除籍資料の審査及び選択を行う。

### (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は資料整備課において担当する。

2 小委員会の庶務は、それぞれ資料主管課において担当する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会及び小委員会の運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この規程は、平成13年4月5日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月26日から施行する。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。

附則

この規程は、平成29年1月6日から施行する。

附則

この規程は、令和元年(2019年)6月1日から施行する。

別表 1

(1) 一般資料選択小委員会
副館長 利用サービス部長 一般資料室長 一般資料サービス課長 企画主幹（レファレンス・事業企画） 資料整備課長及び資料整備課の職員 （庶務担当：資料整備課）
(2) 北方資料選択小委員会
副館長 利用サービス部長 北方資料室長 北方資料サービス課長及び北方資料サービス課の職員 （庶務担当：北方資料サービス課）
(3) 支援活動用資料選択小委員会
副館長 総務企画部長 企画支援課長 企画主幹（子ども読書）及び企画支援課の職員 （庶務担当：企画支援課）

別表 2

(1) 一般資料選択小委員会
利用サービス部長
(2) 北方資料選択小委員会
利用サービス部長
(3) 支援活動用資料選択小委員会
総務企画部長